

# 令和6年度滋賀県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修会開催要領

本研修は、令和6年4月1日より改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」の第35条の2に基づき、実施するものです。

## 1. 研修の目的

誰もが安心して入院医療を利用できるための一つの方法として、訪問支援員が生活に関する相談等に  
応じて、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を適正に行うために必要な研修・技能  
等を習得するための研修を実施する。

## 2. 実施主体

滋賀県

## 3. 日時・場所

日 時： 令和6年9月5日(木)9時30分から16時35分まで（受付開始9:00より）

場 所： 滋賀県庁 滋賀県危機管理センター 1階 会議室1

## 4. 研修内容

別紙プログラムのとおり

<研修のねらい>

- 1)精神科病院に入院している方を取り巻く状況、制度体系の現状や資源を知る
- 2)入院者訪問支援事業の意義や目的を理解する
- 3)訪問支援員の役割を理解する

## 5. 受講対象者

以下の(1)から(2)のすべてに該当する者

- (1)訪問支援事業への参加を希望している者。
- (2)研修当日までにeラーニング受講およびアンケートへの回答を実施できる者。

## 6. 定 員

30名程度(受講申し込み者が定員を上回った場合は、受講できない場合があります。)

## 7. 申込方法および申込先

受講希望者はしがネット受付サービスでお申し込みください。(※しがネット受付サービスからの申込み  
が難しい等、ご事情がある方は、「17.問い合わせ先」まで連絡ください。)

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/4470133202125669465>

QRコードはこちら→



## 8. 申込期限

令和6年7月19日(金)～令和6年8月5日(月)

申込期限を過ぎての申し込みは、原則認められません。

## 9. 受講料

無料

## 10. 修了書の交付

養成研修の全カリキュラムを受講した方には、修了書を交付します。欠席や、30分以上の遅刻をした場合(公共交通機関の遅延で証明書がある場合を除く。)、早退、受講態度が著しく不良であると判断した場合には、修了証書の発行はできません。また、再発行もできませんので、ご注意ください。修了書の交付を受け、県の認定を受けた者が訪問支援員として活動できます。

## 11. 受講者の決定

- ・ 滋賀県が受講者を決定し、受講の可否については、受講決定(不決定)通知書にてお知らせします。
- ・ 通知書の発送は、申込み時に記載いただいたメールアドレスあて令和6年8月中旬頃を予定しております(選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもあります)。
- ・ 受講決定は先着順ではありません。
- ・ 申込者が定員を上回った場合は、次の基準を参考に判断します。
  - ① 申込者の属性(性別・職種等)
  - ② 各福祉圏域の申込状況

## 12. 研修の位置づけ

「滋賀県入院者訪問支援事業養成者研修」として位置付ける。

## 13. 研修会場案内

滋賀県庁 滋賀県危機管理センター 1階 会議室 1

〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1



#### 14. 個人情報の取り扱いについて

- ・ 修了者名簿については、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課で保管いたします。
- ・ 本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で使用します。なお、研修中において、受講者間の連携や交流を図り、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名を掲載した名簿を作成の上、掲示・配布する場合があります。

#### 15. 研修の受講にあたっての配慮について

- ・ 受講にあたっては、配慮すべき事項がありましたら、受講申込みの際、配慮事項にご記入ください。可能な限り環境調整等を行います。

#### 16. そ の 他

- ・ 当日のプログラム進行状況等によっては開始・終了時間が変更になる場合がありますので詳細は、受講決定時にお送りする資料で、必ず確認ください。
- ・ 研修当日の午前7時の時点で、以下の場合は研修を延期します。  
    滋賀県南部において、気象警報(特別警報)が発令中  
    JR 琵琶湖線において、事故等により運転見合わせが発生し、再開見込みが立っていない  
    また、前日の段階で明らかに研修を実施することが困難な場合につきましても、延期します。  
    この場合、当日の午前8時ごろをメドに申込時に記載いただいたメールアドレスへ連絡します。

#### 17. 研修に関する問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

精神保健福祉係 「入院者訪問支援事業担当」

TEL : 077-528-3548 FAX : 077-528-4853

Mail(メール): [ec0005@pref.shiga.lg.jp](mailto:ec0005@pref.shiga.lg.jp)

## 〈別紙プログラム〉

令和6年度滋賀県入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修プログラム(令和6年9月5日)

開始	終了	時間 (分)	内容	講師
9:00	9:30	30	受付	
9:30	9:40	10	事務連絡	
9:40	9:50	10	【チェックイン】 自己紹介・アイスブレイク	滋賀県障害福祉課 武石彩緒衣
9:50	10:30	40	【演習①】 「入院者訪問支援員の役割に 関する考え方」	滋賀県障害福祉課 池田健太郎
10:30	10:40	10	休憩	
10:40	12:20	100	【シンポジウム】 「入院者訪問支援事業の意義 と支援員の役割」 ～それぞれの立場から～	○座長 ・大阪精神医療人権センター 西川健一氏 ○シンポジスト ・滋賀県立精神保健福祉センター 辻本哲士氏 ・入院経験当事者 ・オアシスの郷 小西晶也氏
12:20	13:20	60	昼休憩	
13:20	14:30	70	【演習②】 「出会いの場面」(ロールプレイ と意見交換)	大阪精神医療人権センター 西川健一氏 大阪精神医療人権センター 上坂紗絵子氏
14:30	14:40	10	休憩	
14:40	16:00	80	【演習③】 「実際の相談場面～傾聴と支 援員の役割～」 (ロールプレイと意見交換)	大阪精神医療人権センター 西川健一氏 大阪精神医療人権センター 上坂紗絵子氏
16:00	16:10	10	休憩	
16:10	16:30	20	【チェックアウト】 「支援員のミッションとわたし の思い」	大阪精神医療人権センター 上坂紗絵子氏
16:30	16:35	5	事務連絡	